

国立大学法人和歌山大学教員活動状況評価に関する規程

制 定 平成21年 1月27日

法人和歌山大学規程 第892号

最終改正 令和 5年 5月30日

(目的)

第1条 国立大学法人和歌山大学教員活動状況評価（以下「本評価」という。）は、教員の自己改善・改革に役立てるとともに、教員の適切かつ公平な処遇に役立て、もって教員活動の活性化及びこれを通じた大学全体の活性化を図ることを目的とする。

(評価の基本方針)

第2条 本評価は、以下の基本方針に基づき実施する。

- (1) 教員活動状況を効率的かつ的確に把握する。
- (2) 全学の統一的な評価方式を基準とする。
- (3) 部局の特色を生かした運用を図る。
- (4) 評価結果を処遇へ反映する。

(評価の実施)

第3条 本評価は、教員の教育、研究、社会活動及び管理・運営の4領域の活動状況を基に総合的な評価を実施する。

2 本評価は一次、二次の二段階で行い、毎年度実施するものとする。

(評価組織)

第4条 本評価は、学長を長とする国立大学法人和歌山大学企画・評価委員会（以下「全学評価委員会」という。）が、これを所掌する。

2 本評価を推進するため、学部については学部長、全学センター（学環を含む。）については学長が指名する者（以下「学部長等」という。）を長とする委員会（以下「学部等評価委員会」という。）を組織する。

(評価票の提出方法等)

第5条 教員は、毎年度、所定の期日までに各領域における対象期間の活動について活動状況報告書を基に評価票を作成し、学部長等に提出しなければならない。

2 評価票は、休職等の特別な理由により提出できない者を除き、全員提出するものとする。

(一次評価)

第6条 学部長等は、学部等評価委員会の審議を経て、教員の評価票及び活動状況報告書等により、第3条第2項に規定する一次評価を行う。

(一次評価結果の上申)

第7条 学部長等は、学長があらかじめ指名した理事又は副学長（以下「理事等」という。）に、一次評価結果を上申する。

(二次評価)

第8条 理事等は、二次評価のために、一次評価結果の適否について、評価担当の副学長、学長補佐又は理事補佐および学系長に意見を求める。

(二次評価結果の上申および通知)

第9条 理事等は、前条の意見をもとに、二次評価結果を学長に上申するとともに、学部長等に通知する。

教員活動状況評価に関する規程

(評価結果の決定および通知)

第10条 学長は、全学評価委員会の審議を経て、評価を決定し、各教員に通知する。

(意見の申立)

第11条 教員は、評価結果に対して意見がある場合は、別に定める方法により、学長に意見申立を行うことができる。

(再評価)

第12条 前条の意見申立があった場合は、学長は、学部長等に再評価を命じ、全学評価委員会の審議を経て、再評価を決定し、当該教員に通知する。

(評価結果の活用)

第13条 評価結果は、教員自らの諸活動の改善、活性化・高度化に役立てるとともに、本学の教育、研究、社会活動及び大学運営の改善等に役立てるものとする。

2 評価結果は、国立大学法人和歌山大学教職員給与規程第12条及び同第31条に規定する昇給及び勤勉手当の決定を行う際に用いるものとする。また、インセンティブ経費の配分に用いることができる。

3 学部長及び理事等は、極めて高い評価を受けた教員又は活動が特に十分でないとは評価された教員に対しては、顕彰又は指導・助言等を行うことができる。

(評価結果の公表)

第14条 教員個人に係る評価結果は、公表しない。なお、個人が特定されない形での評価結果の集計は、公表する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、本評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年1月27日から施行する。

2 第11条第2項の規定にかかわらず、平成20年度の本評価に係る評価結果は、処遇へは直接反映させない。

附 則 (平成22年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第982号)

この改正規程は、平成22年2月26日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第1180号)

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1312号)

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1590号)

この改正規程は、平成27年2月27日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2090号)

この改正規程は、平成30年9月28日から施行する。

附 則 (令和元年5月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2168号)

この改正規程は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年5月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2615号)

この改正規程は、令和5年5月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。